

# 光ディスク等による支払調書の提出が義務化されています！

～支払調書ごとの提出枚数が1,000枚以上となった場合～

## 【改正の内容】

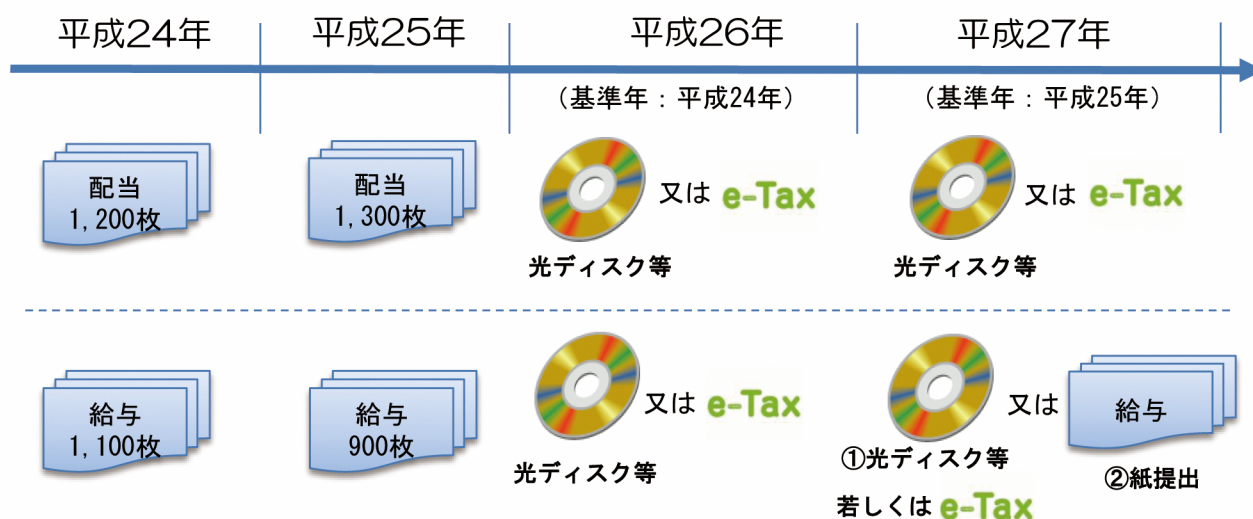
支払調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該支払調書の枚数が1,000枚以上である支払調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

## 《提出義務の判定(例:株国税商事)》

株国税商事は、平成24年に配当の調書を1,200枚、給与の源泉徴収票を1,100枚提出しました。

また、翌年の平成25年には配当の調書を1,300枚、給与の源泉徴収票を900枚提出しました。

株国税商事は、平成26年と27年に、これらの調書を光ディスク等により提出する必要があるでしょうか。



## 《解説》

株国税商事の平成24年（平成26年の基準年）における支払調書の提出枚数は給与、配当いずれも1,000枚以上であるため、平成26年は、いずれの調書も光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

しかしながら、平成25年（平成27年の基準年）における給与の源泉徴収票の提出枚数は900枚と1,000枚未満となったため、平成27年において配当の調書は光ディスク等又はe-Taxで提出する必要がありますが、給与の源泉徴収票は光ディスク等、e-Tax、紙のいずれの方法でも提出することができます。

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- 基準年の支払調書の提出枚数が1,000枚未満の方でも、光ディスク等により提出することができます（事前に所轄の税務署長の承認が必要な場合があります。）。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票の光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についても光ディスク等又はeL TAX（地方税ポータルシステム）による提出が義務化されています。